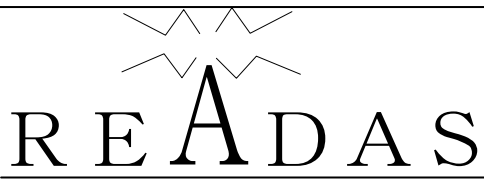


第 5629 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月16日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 国税のクレジットカード納付

Q：国税のクレジットカード納付が始まったようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

クレジットカード納付は、平成29年1月4日からサービスが始まっています。

クレジットカード納付が可能な税目は、申告所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、贈与税、酒税など、納付書で納付できる国税のほか、附帯税（加算税、延滞税等）の納付も可能ですが、印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除かれます。また、源泉所得税及び復興特別所得税は、2017年6月から開始される予定です。

クレジットカード納付ができる金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）です。支払いは、一括払い・分割払い（3回、5回、6回、10回、12回）又はリボ払いの中から選ぶことができます。領収証書は発行されません。複数の税目をまとめて納付手続きすることはできません。税目ごとに納付手続きをする必要があります。

クレジットカード納付したときは、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

クレジットカード納付は、インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」で、パソコンやスマートフォン等を使って納付手続きを行います。

